

(仮称)周南市長穂太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

本事業は、パシフィコ・エナジー徳山合同会社が、周南市において、最大で出力76,800kW程度(交流)、対象事業実施区域の面積約190.7haの太陽電池発電所を設置する事業であり、再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの排出削減による気候変動対策への寄与、環境負荷が少なく安定的な電力の供給、地域経済の活性化へ貢献することを目的としている。

一方、本事業の対象事業実施区域には、特定植物群落や巨樹・巨木林が存在するほか、その周辺には、地域の重要な水源である錦川が流れており、本事業による環境保全上の影響が懸念される。

今後、方法書の記載事項はもとより、以下の事項についても十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書(以下「準備書という。」)を作成すること。

1 全体的事項

(1) 環境影響評価を行う過程において、評価項目及び手法の選定等に係る新たな事情が生じた場合は、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応すること。

(2) 環境影響評価の結果を踏まえ、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査の項目を適切に選定すること。

また、水環境や動植物・生態系など、本事業の実施による経時的な変動が見込まれる項目については、環境モニタリングの実施についても検討すること。

(3) 準備書の作成に当たっては、工事の実施や施設の稼働時の状況等について、先行事例の実績も踏まえた写真等の利用や、図の適切な配色の選択などにより、一般の縦覧に供することを踏まえた具体的で分かりやすい記載となるよう工夫すること。

(4) 今後の手続きに当たっては、地域住民等に対し、事業の実施に伴う環境影響はもとより、地域住民等の懸念事項について、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めるなど、真摯に対応し、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、パワーコンディショナ等の騒音の発生源となる設備による影響が懸念される。については、これら発生源の配置を明確に記載した上で、その位置を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を分かりやすく記載すること。

(2) 水環境

対象事業実施区域の周辺には、地域の重要な水源である錦川が存在しており、工事の実施に伴う濁水の発生、施設の存在に伴う表流水の増加など、水環境への影響が懸念されることから、適切な排水処理設備等の配置や規模等の設定が重要である。このため、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を踏まえるとともに、現地観測等により降雨強度を正確かつ詳細に把握した上で、広大な面積が太陽電池に改変される事業特性を考慮した流出係数などを用いて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。なお、流出係数等の選定根拠については、準備書に明確かつ分かりやすく記載すること。

また、水環境への影響については、不確定な要素も多いことから、事業実施前後の浮遊物質等量の把握や、その結果に応じた順応的管理手法の導入についても検討すること。

(3) 反射光

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居等が存在しており、太陽電池からの反射光による影響が懸念される。このため、区域内の高低差や傾斜を明記した上で、季節変動も含めたシミュレーションを行うなど、住居や周辺道路等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 土地の安定性

工事計画の検討に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に抑えた上で、切土及び盛土の箇所、切土高及び盛土高並びに切土量及び盛土量を準備書に具体的に記載し、土地の安定性について適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 動植物・生態系

ア 本事業は、ゴルフ場として整備された土地に太陽電池発電設備等を設置し、除草剤を用いない管理手法を採用することにより、ゴルフ場開発前への生態系の回復も含めた動植物への影響が期待される。については、動植物及び生態系への影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境モニタリングの実施についても検討すること。

イ 対象事業実施区域には、特定植物群落である竜文寺樹林及び巨樹・巨木林であるモミが存在することから、太陽電池及び附帯設備等の配置等及び工事計画の検討に当たっては、現地調査によりその存在区域を明らかにし、生育環境への影響を回避又は極力低減した計画とすること。

また、対象事業実施区域の周辺に存在する市天然記念物の周方神社社叢や巨樹・巨木林等についても、その生育状況の把握に努めること。

(6) 景観

対象事業実施区域の周辺には主要な眺望点である緑山が存在することから、本事業の実施により緑山からの眺望景観への影響が懸念される。このため、緑山からの眺望景観の変化に配慮した太陽電池発電設備等の配置等を検討すること。

(7) 廃棄物

伐採木や解体廃棄物を含めた工事の実施に伴う廃棄物及び太陽電池発電設備等の処分に伴い発生する廃棄物について、その発生を抑制するとともに、準備書以降の図書において、予測・評価及び環境保全措置の検討を適切に実施すること。